

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

平成29年7月5日

奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会
会長 荒井 正 吾

1. 業務概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 平成29年度「奈良大立山まつり」開催支援業務 |
| (2) 業務目的 | 最も観光客が少なくなる冬季の宿泊観光客の増加を図るため、奈良県各地の伝統行事の披露や、あたたかい食の提供、こども縁日などを集結させた多彩で大規模なイベント「奈良大立山まつり」を平城宮跡で開催する。
イベント実施にあたり、来場者の防寒・安全対策及び利便性に配慮した会場設営、シャトルバスの運行、会場警備等を実施することで、来場者の満足度の向上を図り、平城宮跡への来訪や県内宿泊の動機付けを行う。 |
| (3) 業務場所 | 平城宮跡及びその周辺 |
| (4) 業務内容 | 奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」開催に係る支援業務。詳細は、4.(2)により配布する業務委託仕様書による。 |
| (5) 業務量の目安 | 82,000千円(消費税及び地方消費税込み)以内 |
| (6) 履行期間 | 契約締結の日から平成30年3月31日まで |

2. 参加資格

(1) 参加資格要件

参加できる者は、単独企業若しくは本業務の受託のために結成された共同企業体とする。単独企業で参加する場合は、下記の①から⑮の要件の全てを満たしている者であること。共同企業体で参加する場合は、構成する全ての者が、下記の①から⑬の要件を満たし、代表者若しくは構成員のいずれかが下記⑭、⑮の要件を満たしている者であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ④ 参加表明書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。
- ⑤ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更正事件」といいます。))に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者で

あること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- ⑦ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑧ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- ⑨ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規程する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑩ 暴力団（暴対法第2条第2号に規程する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑪ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑭ 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札有資格者名簿の営業種目Q5「役務の提供（広告・イベント業務）」に登録されている者であること。（ただし、企画提案書提出時点において、登録申請中であれば可とする。）
- ⑮ 企画・催事運営までの業務を履行できる者であり、過去5年（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）以内に開催期間3日程度のイベントの企画・演出・運営業務（受託金額が1契約50,000千円以上）を受託した実績があること。

(2) 共同企業体の参加について

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず共同企業体の代表者を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。
- ② 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4. 手続き等

- (1) 事務局（書類の提出先及び問合せ先）
 - 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
 - （奈良県 観光局 ならの観光力向上課内）
 - 奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会事務局
 - 電話番号：0742-27-8051
 - FAX番号：0742-27-1065
- (2) 「平成29年度「奈良大立山まつり」開催支援業務 仕様書」及び「平成29年度「奈良大立山まつり」開催支援業務委託事業者募集要項」の配布
平成29年7月5日（水）から平成29年7月19日（水）15時までの間に、実行委員会事務局ホームページ（奈良県ならの観光力向上課のホームページ）から入手することとする。
- (3) 参加表明書の提出
 - 4.（2）により配布する「募集要項」3.（3）のとおり。
- (4) 企画提案書等の提出
 - 4.（2）により配布する「募集要項」3.（4）のとおり。
- (5) 質問の受付
 - 4.（2）により配布する「募集要項」3.（8）のとおり。
- (6) ヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）の実施
 - 4.（2）により配布する「募集要項」4.（1）Ⅱ.のとおり。
- (7) 受託者の特定
 - 4.（2）により配布する「募集要項」4.のとおり。

5. 受託者を特定するための評価基準

- 4.（2）により配布する「募集要項」4.（1）Ⅰ.のとおり。

6. その他

- (1) 書類の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。
- (2) 本公募型プロポーザルは、提案書等を評価し、業務を委託するうえで最も適した「受託者」を選ぶものであり、「企画提案そのもの」を選ぶものではないことに留意すること。企画及び運営の業務については契約後改めて当実行委員会事務局等との協議のもと進めるものとする。
- (3) 契約の締結
 - 4.（7）により受託者として特定した者と契約を締結する。
 - ただし、契約締結までの間に、奈良県の競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (4) 本公告、業務委託仕様書により得た情報は企画提案書等の作成以外の目的には使用できない。

以上